

情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ
最終的な取りまとめに向けた意見

第4回会議 資料4：NPO法人基本情報フォーマット（案）について

項目	変更内容	理由
全体について	全国データベースとし、「行政入力」ではなく、「NPO法人入力」とする。	<ul style="list-style-type: none">・全国データベースとすることで、情報の一覧性、検索、情報の利活用の効率性、利便性が確保できる。・NPO法人が入力することで、市民に対する情報公開の責任を果たす。（情報開示・発信基盤整備の在り方（案）2（2）のとおり。）・法人の誤入力等に対しては、行政による補正対応の仕組みがあればよい。・既に内閣府ポータルサイトにある法人情報については、フォーマット上にプレ入力状態としておけば、既存のNPO法人の入力負担を軽減できる。（新規設立のNPO法人や、NPO法人以外の団体については自己入力とする。）
1. 行政入力情報 2. 法人入力情報	1. 組織情報 2. 活動情報 3. 財務情報と変更し、 いずれもNPO法人による 入力とする。 2. 活動情報は、「定款に記載された目的」、「活動分野」、「閲覧書類」とする。平成25年開始予定のデータベースには、「定款に記載された事業」も追加する。	<ul style="list-style-type: none">・「組織情報」と「活動情報」を分けることで、法人の概要について、わかりやすく、一覧性も確保できる。・「定款に記載された事業」は、定款に記載することが義務付けられており、登記により公示されることで、市民に公開されるべきものとされている。また、NPO法人は、定款に定められた事業を行うことが認められたものであり、市民が法人を評価するに当たっては、その事業内容が把握できるとともに、法人が定款に沿った事業を行っているか、確認できる仕組みが必要である。（第4回会議 資料5のとおり。）・現在のポータルサイト以上の情報については、行政が整理する時間を要することから、一定期間後に「定款に記載された事業」を追加することとする。

項目	変更内容	理由
法人認証年月日	「法人認証年月日」ではなく、「法人設立登記年月日」とする。	登記年月日がNPO法人成立の日であるため。（特定非営利活動促進法第13条第1項）
「閲覧書類」の掲載書類について	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーマット開始当初は、平成22年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書のみを掲載する。 ・その後、各年度の書類が増やし、平成23年度、24年度を追加していく。 ・役員名簿は掲載しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の報告書の添付は法人に負担であり、仮に行政が添付する場合でも同様である。 ・役員名簿については、住所を墨塗りする手間と公開による効果を勘案し、掲載しないものとする。公開する場合でも、個人情報に配慮し、データベース上での公開について法的根拠ができるまでは掲載しない。
監視・監督情報	掲載時期は、掲載について法的根拠ができた後とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての都道府県が説明要請を行っているわけではなく、その法的根拠もない。 ・監督情報を掲載する場合には、掲載の根拠、さらに説明要請等の制度の根拠規定の整備が必要である。
(2) 財務情報	<p>第4回に提出した資料5の提案フォーマットのとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業年度の記載 ・収入の表と支出の表の並記 ・その他の事業会計から特定非営利活動に係る事業会計への繰入金の明記 ・事業費の内訳の記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度は、法人ごとに決算月が異なるため、期間を掲載すべき。 ・収入と支出について、わかりやすく、一覧性のあるものとすべき。 ・「その他の事業」から「特定非営利活動に係る事業」に繰入がされていることが分かるようにすべき。 ・事業の実態を把握するために、事業費の内訳は必要である。 ・準拠している会計基準としてNPO法人会計基準を挙げるのは、同会計基準が法定された場合とする。

第4回会議 資料2：情報開示・発信基盤整備の在り方（案）について

項目	対象	意見内容
3（1）－1 ○1つめ	「内閣府と都道府県が協力して、閲覧情報を一元的に市民やNPO等が利用しやすい形で公開できるよう、現行の内閣府ポータルサイトの機能の改善、情報の一覧化への取組を推進すべき。」について	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のPDFファイル公開では、情報の流通性がない。 ・平成23年度、24年度の試行期間中も、情報の流通性についてトライアルすべき。 ・共通フォーマットの試行期間であっても、「市民やNPO等が利用しやすい形」の公開とする必要があることから、公開の形式も検討すべきである。
3（2） ○1つめ 基本情報の範囲と入力主体、責任体制	「一元的に共有できるよう、内閣府が都道府県の協力を得て、内閣府のポータルサイトの見直しを検討すべき。」について	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースは、内閣府ポータルサイトのように、全国1つのデータベースとする。 ・仮に各都道府県に47のデータベースを構築する場合、その費用については国が負担すること。
3（4） ○情報開示・発信基盤整備を推進	「市民が求める情報ニーズを把握する必要があり、そのための調査等の実施を行い、」について	<ul style="list-style-type: none"> ・誰が、いつ、調査するのか。 ・仮に、都道府県が行うとする場合、その費用については国が負担すること。